

阿賀野市条例第 25 号

阿賀野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

阿賀野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年阿賀野市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 44 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

第 47 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、改正後の第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A 型）、小規模保育事業者（B 型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、改正後の第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。